

郡上市暮らしを応援物価高騰支援給付金（こども加算）

**こども
加算用**

（5万円／児童1人あたり）のご案内
受給には手続きが必要です

- 郡上市暮らしを応援物価高騰支援給付金（こども加算）は、
 - ①令和5年度分住民税均等割非課税世帯 および
 - ②令和5年度分住民税均等割のみ課税世帯 を受給する給付対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童が対象となる給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

※対象児童：18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）

※基準日以降に生まれた新生児、別世帯で扶養している児童も対象になりますが申請が必要になります。

（詳しくは、市役所児童家庭課までお問い合わせください。）

給付金の支給額※1回限り

- ①②に該当する世帯の対象児童
→児童1人あたり5万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を市役所が受理した日から2週間程度が目安です。

支給対象世帯（対象児童）

支給対象となる世帯（児童）

令和5年12月1日時点で郡上市に住民票があり、
①または②のいずれかに該当する世帯と同一世帯となっている18歳以下の児童

【非課税世帯（5万円×児童数）】

- ①：世帯全員の令和5年度分の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

【均等割世帯（5万円×児童数）】

- ②：世帯全員が、令和5年度分の
**「住民税均等割のみ課税、もしくは
非課税である世帯員のみ」**の世帯

※①の世帯は除く

郡上市役所から「確認書」が届きます **（要返送）**

※振込先口座や連絡先等の記載誤りに十分ご注意ください。

詳しくは裏面「I」へ

※確認書が届かない場合は、

申請が必要な場合があります

①または②に該当するが、令和5年1月2日以降の転入者を含む世帯、基準日以降に生まれた新生児がいる、別世帯で児童を扶養している等の場合は「確認書」が届きません。

別途、申請の手続きを行ってください。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I ①非課税世帯または②均等割世帯で同一世帯に児童がいる世帯主の方

※**世帯の全ての方が**、令和5年1月1日以前から郡上市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、郡上市役所児童家庭課から、給付内容や確認事項が書かれた『確認書』が郵送で届きます。
- 中身を確認後、必要箇所に記入のうえ、



同封された返信用封筒により**返信してください**。

※**確認書の返送期限 令和6年5月10日(金)** ※当日消印有効

【確認事項】

- ①確認書に印字された世帯主の「振込口座」に誤りがないかご確認ください。
(現在も使用している口座であるか、必ずご確認ください。)
- ②口座情報が印字されてなかったり、印字された振込先口座を変更する場合は添付書類が必要となります。(原則、世帯主名義の口座へのみ振込可能です。)
- ③確認書に印字された対象児童の内容に誤りがないかご確認ください。

II 下記の場合に該当する方は、給付金を受け取るために申請が必要です。

○申請が必要な方

世帯の中に令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合
基準日以降に生まれた新生児がいる場合
別世帯にいる児童を扶養している場合 等



※**申請書の提出期限 令和6年5月10日(金)** ※当日消印有効

- 申請書に必要事項を記入し、添付書類(本人確認書類や令和5年1月1日に在住していた市町村が発行する令和5年度分非課税証明書等)とともに、児童家庭課または各地域振興事務所に、直接または郵送でご提出ください。
- 申請書様式は郡上市役所児童家庭課や各地域振興事務所の窓口に設置してありますし、郡上市ホームページからもダウンロード可能です。



住民税非課税世帯等に対する臨時給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、郡上市役所や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

●お問い合わせ先



郡上市役所 児童家庭課 (暮らしを応援物価高騰支援給付金こども加算)

窓口

0575-67-1817

受付時間 平日8:30 ~ 17:15